

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会

第4回阪南水道事業料金検討部会（概要）

開催日時：令和7年8月6日（水）10：00～12：00

場所：尾崎公民館

出席委員：鍬田部会長、川原委員、森下委員、木村委員、石本委員

1 議事

- （１）水道料金の検討について
- （２）水道料金の改定について（住民説明会資料案）

2 議事概要

- （１）水道料金の検討について（資料１）

事務局から、水道料金の検討について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

【委員】

資料１の９ページ。総括原価の算定と料金区分への配分結果において、支出の大きな割合を占めている受水費はどこに、どのように配分されているのか。

【事務局】

基本的な方針は水道料金算定要領に沿いつつ、企業団の実情に応じて配分しており、受水費は維持管理費の中に修繕費などその他の費用とあわせて記載している。また、受水費は使用水量の増減に比例する費用として、全額を変動費に配分するという考え方もあるが、阪南水道事業は浄水場を保有しておらず、阪南市域への給水を100%、水道用水供給事業からの受水により行っている。そこで、受水費である水道用水供給事業の料金の固定費と変動費の割合を用いて、受水費を準備料金と水量料金に配分した。

【部会長】

この考え方は企業団がこれまで料金改定を行ってきた千早赤阪水道事業、豊能地域水道事業も同様なのか。

【事務局】

千早赤阪水道事業、豊能地域水道事業は、それぞれの浄水場を保有していることから、使用水量に応じて変わる費用として受水費の全額を変動費に配分していた。

【委員】

原則として、水道料金算定要領に沿っているとのことだが、阪南水道事業の実情に応じて配分した部分に係る説明の記載が少し足りないと感じる。特に受水費の配分は準備料金と水量料金の配分において重要な要素と思う。また、資産維持費に係る説明も同様である。料金算定に影響するのであれば、説明の記載が必要であると考えます。

【委員】

簡潔に説明するのは難しいところもあると思うが、総括原価の配分について、もう少し説明の記載があってもよい。

【事務局】

受水費や資産維持費に関して本日説明した内容については、今後、部会の報告書案に記載していきたい。

【部会長】

受水費が変動した際に、固定費中の受水費の準備料金割合と水量料金割合が変わることは考えられるか。

【事務局】

水道用水供給事業の料金に変動がない限り一定である。

【委員】

9ページの水道メーターの口径 13mm の基本料金 744 円と 20mm の基本料金 1,394 円が、10 ページの料金改定案で示されている水道メーターの口径 13mm の基本料金 1,090 円と 20mm の基本料金 1,121 円に補正されている。使用者の負担の激変緩和という理由はわかるが、なぜこのような補正を行ったのか丁寧に説明する必要があると思う。

【事務局】

水道料金算定要領に沿って算定した場合、9 ページの水道メーター口径 13mm の基本料金 744 円と 20mm の基本料金 1,394 円の差額は 650 円となる。現在の料金体系では、一般的な家庭は家事用で同じ基本料金であり、水道メーター口径 13mm と 20mm の料金はメーター使用料の差、30 円程度の差しかない。そこで、使用者への影響が大きいということで、基本料金で回収できない部分は従量料金で回収することになるが、今回は激変緩和を設けるため補正を行った。

【委員】

考え方は理解するが、その仕組みが見えにくいので、説明は工夫する必要がある。

【委員】

口径が 13mm と 20mm の人がいるのはなぜか。阪南市の端の地域に住んでいる人は、口径は小さくなるのか。

【事務局】

昔（阪南市域の水道布設当初）から使用を開始されているご家庭は、口径 13mm の水道メーターが多い。近年、水道の使用を開始されたご家庭では口径 20mm の水道メーターが設置されていることがほとんどである。

【委員】

口径が違うことによってなぜ料金に差が出るのか疑問に思う人もいると思うので、丁寧に説明して欲しい。

【事務局】

13mm と 20mm では管の大きさが違うため、一度に流せる水の量が異なる。これは水道施設を整備する費用にも影響するため、基本料金で差を設けるという考え方である。

【部会長】

各委員からご意見をいただいた部分については、部会報告書において詳細な説明を記載するようにする。

【部会長】

大口径の大口の使用者の値上げ額が大きい。大口の使用者への配慮については、どのように考えているか。大口の大口使用者には、公の施設が多く、民間企業は少ないのか。

【事務局】

民間の大口の使用者もおられる。料金改定案がまとまったら、家事用の使用者だけでなく、大口の使用者にも丁寧な説明を行う。

【部会長】

大口使用者の数万円の値上げ額は大きくないのか。逡増度の緩和を説明するのか。

【事務局】

家事用の使用者から大口の使用者まで阪南水道事業全体で平均 14.4%の料金収入の増額を行う改定案としている。現行料金で大きい額の料金をお支払いいただいている大口の使用者は、家事用の使用者と比べて値上げ額は大きい、特に大口の使用者だけに負担を求める案にはしていない。

【部会長】

他に意見がないようなら、料金検討部会としてこの料金改定案を承認することとしたいが、よろしいか。

【全委員】

異議なし。

(2) 水道料金の改定について（住民説明会資料案）（資料2）

事務局から、住民説明会資料案について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

【部会長】

住民説明会での説明時間はどれくらいを想定しているか。

【事務局】

説明は 20 分から 30 分程度の予定。できる限り分かりやすく丁寧に説明したい。

【委員】

一般的なご家庭の値上げ額が 500 円以内に収まるという説明は、わかりやすいと思う。

【事務局】

特に「いくら水道料金が値上がりするのか」が気にされる点と考えている。

ただし、負担をお願いするばかりではなく、なぜ料金の値上げが必要なのか、日頃からどのような取組を行っているのかを知っていただくことが大切と考えている。そのため、資料には阪南水道事業の経営の状況や耐震化の取組のほか、漏水工事、管路布設替工事、災害時の応援給水活動などの写真など水道事業のことをご理解いただきやすいよう資料を作成している。

【部会長】

住民説明会では、企業団とはどのような組織なのか、普段使っている水はどこから来ているのかをご理解いただくため、企業団のパンフレットを用意してもよいと思う。

【事務局】

住民説明会資料と併せて、企業団パンフレットを配付する予定である。

【委員】

全体的に指摘したい点として、各ページの説明や図、グラフの起点となる年度の整合が取れておらず、アバウトな説明でごちゃごちゃしている感じがする。今回の料金改定の算定期間を令和8年度から令和12年度の5年間ということをはっきり記載すべき。例えば、資料2の11ページ。給水人口と給水収益が平成30年度から令和12年度17%の減と記載があるが、前の10ページには料金算定期間の5年間で料金を14.4%増収することが記載されており混乱する。

【事務局】

資料記載の起点となる年度に関しては、企業団と統合前・後を説明したい思いもあり設定した部分もあるが、今回の料金算定期間は令和8年度から令和12年度までの5年間であることがわかるように修正する。

【委員】

料金が税抜金額なのか税込金額なのか、わからない箇所がある。

【事務局】

消費税の扱いについては、料金表は税抜で規定するが、具体的な料金は税込で記載するように統一する。

【委員】

13ページに現行料金の場合の財政収支見通しがあり、恒常的な赤字が続き、資金が枯渇するという異常な状況がわかるが、今回14.4%の料金改定をした場合、どうなるのかわからない。部会資料にはあったが、市民のインパクトから言うところではないかと思うので、料金改定をした場合の財政収支見通しを追加し、どのように損益や資金が改善するのかわかるようにすべき。

【事務局】

料金改定をした場合の財政収支見通しを追加する。

【委員】

14ページのグラフに積立の記載があるが、ここは会計としては損益ではないか。損益の部分は更新等の原資となり、留保して翌年度に送られるという説明ならわかるが、積立とすれば誤解されると思う。

【事務局】

積立の記載に関しては、ご指摘のとおり損益における利益である。ここでは水道施設の更新・耐震化の原資となることを説明するに当たり、わかりやすいと考えあえて積立を用いたが、利益に修正する。

【委員】

15ページの耐震管率については、どれくらいの事業規模でどれくらいの施設整備を行えばよいのか、3つのケースを示されて議論した非常に大事なところだと思うが、阪南水道事業はどれくらいのレベルにあるのかを知ってもらえるように全国平均を追記すればよい。

【事務局】

阪南水道事業の耐震管率の状況がわかるように全国平均を追記する。

【委員】

16ページの「支出の削減」に毎月検針・徴収から隔月検針・徴収に変わる記載があるが、市民への影響が大きいと思われるためわかりやすく説明した方がよい。

【事務局】

「1 か月に1 度検針して、1 か月分の料金のお支払」から「2 か月に1 度検針して、2 か月分の料金のお支払」に変わることがわかるように資料を修正する。

【委員】

8 ページに「20 年間水道料金の値上げを行っていません。」とあるが、過去に値上げした分を財産として取り崩してきている。20 年間値上げをしてこなかったことで、更新も全国で比較すると低い状況で、これまで投資ができてこなかったことになる。

【事務局】

どのように説明するのかは考えたい。

【委員】

8 ページの「※水道メーターの口径が 13mm の場合」は、なぜ補足がいるのか。

【事務局】

8 ページの記載は現行料金でも水道メーターの大きさで料金が異なるので、代表例として口径 13mm の料金を記載していることを補足している。別途、20 ページに口径 13mm の場合の料金、21 ページに口径 20mm の料金を記載している。

【委員】

グラフに用いる色調が異なっている部分が見られた。改めて全体を通じて体裁などの確認をして欲しい。

【事務局】

改めて全体を確認する。

【部会長】

市民からは企業団に統合したのになぜ値上げするのかという意見が出るかもしれない。統合時には令和 5 年度に料金改定を見込んでいたが、令和 8 年度まで改定を遅らせている。統合後の企業団の取組についても記載すべき。

検針・徴収方法の変更時期について、下水道使用料も一緒に徴収しているが、阪南市との調整は済んでいるのか。

【事務局】

統合後の企業団の取組については記載内容を検討する。

検針・徴収方法の変更時期に係る阪南市との調整は済んでいる。

【部会長】

住民説明会の広報はどのように行う予定か。

【事務局】

すでに阪南市の広報紙 8 月号に掲載しているほか、企業団ウェブページでも周知している。また、事前申込制とはせずに、住民説明会当日に直接会場へお越しになれば、参加いただけるようにしている。

【委員】

住民説明会は市民向けの説明が主な内容になるので、別途、大口の使用者への周知もよろしくお願いしたい。

【事務局】

大口の使用者への周知も行っていく。

【部会長】

事務局には、委員の皆様からの意見を踏まえた資料の修正をお願いし、私の方で確認させていただくということでよろしいか。

【全委員】

異議なし。

【部会長】

次回は本部会としての報告書を取りまとめることになると思うので、引き続き、よろしくお願いする。